

自動車物品税改定の布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●物品税減免についての財務省布告（第109号）

前文省略

第一項（旧規定の廃止）

仏暦二五五四年一月一二日付けの物品税率引き下げについての財務省布告（第八七号）により最終改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第二七号）の末尾表に基づく、仏暦二五三四年物品税タリフ法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二七年物品税率タリフ法令末尾の物品税率における物品税減免の5、自動車、05・01種、05・02種、05・90種の税率を廃止し、代わりに本布告末尾表に基づき物品税を減免する。

第二項（対象メーカー）

本布告により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第二七号）に基づく物品税の減免は、中古の機器または部品から自動車を生産する工業事業者には適用しない。

第三項（施行日）

本布告は仏暦二五五九（二〇一六年）一月一日から施行する。

*注／官報公示は二〇一三年五月二日

*末尾表（注／税率は従価）

5、自動車

05・01、乗用車

（1）局長が布告規定した原則、要件に基づく乗用車。

（1・1）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定した事故発生前防止（Active Safety）安全システム種の安全措置に従わなければならない。

仏暦二五二七年物品税率タリフ法令に基づく税率（以下省略）50% → 30%

（1・2）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 35%

（1・3）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 40%

（1・4）排気量3000立方cm超。

50% → 50%

(2) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく乗用ピックアップ車 (PPV)。

(2・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 25%

(2・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 30%

(2・3) 排気量3250立方cm超。

50% → 50%

(3) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく荷台付き乗用車 (ダブルキャブ)。

(3・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 12%

(3・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 15%

(3・3) 排気量3250立方cm超。

50% → 50%

(4) 乗用ピックアップ車または乗用ピックアップ車のシャーシ (Chassis) 及び前面防風ガラス (Windshield) から生産された、もしくは乗用ピックアップ車から改造した、局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく乗用車。

(4・1) 局長が布告規定した資格を有する工業事業者による生産または改造。

(4・1・1) 排気量3250立方cm以下。

50% → 3%

(4・1・2) 排気量3250立方cm超。

50% → 50%

(4・2) 第一四四条の五に基づき納税する、第一四四条の三に基づく改造者による改造。

50% → (1・1) ~ (1・4) と同じ

05・02、10人以下乗りバン

(1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 30%

(1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 35%

(1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 40%

(1・4) 排気量3000立方cm超。

50% → 50%

05・01及び05・02、乗用車または10人乗り以下のバン

(1) 局長が布告規定した原則、要件、台数に基づく官公庁、病院または慈善団体の救急車。

50% → 免除

(2) 省エネルギー種の乗用車、または10人乗り以下のバン。

(2・1) 局長が布告規定したところに基づく燃料・電池併用車（ハイブリッド・エレクトリック・ヴィークル）。

(2・1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定した事故発生前防止（Active Safety）安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 10%

(2・1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 20%

(2・1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 25%

(2・1・4) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 30%

(2・1・5) 排気量3000立方cm超。

50% → 50%

(2・2) 電気自動車（エレクトリック・パワード・ヴィークル）

50% → 10%

(2・3) 燃料電池自動車（フューエル・セル・パワード・ヴィークル）

50% → 10%

(2・4) 局長が布告規定した原則と要件に基づく国際基準省エネルギー乗用車。

(2・4・1) 排気量1300立方cm以下のガソリン・エンジン。

50% → 17%

(2・4・2) 排気量1400立方cm以下のディーゼル・エンジン。

50% → 17%

(2・4・3) 排気量1300立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のガソリン・エンジン、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 14%

(2・4・4) 排気量1400立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のディーゼル・エンジン、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 14%

(2・4・5) エタノール含有85%以上の燃料を使用する排気量1300立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のガソリン・エンジン、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 12%

(3) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく排気量3000立方cm以下の代替燃料を使用する乗用車、または10人乗り以下のバン。

(3・1) エタノール含有85%以上の燃料を使用。

(3・1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 25%

(3・1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 30%

(3・1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 35%

(3・1・4) 排気量3000立方cm超。

50% → 50%

(3・2) 天然ガス燃料を使用。

(3・2・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定した事故発生前防止 (Active Safety) 安全システム種の安全措置に従わなければならない。

50% → 25%

(3・2・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 30%

(3・2・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 35%

(3・2・4) 排気量3000立方cm超。

50% → 50%

(4) 三輪乗用車、及び排気量250立方cm以下の自動二輪車エンジンを使用し生産された乗用車。

(4・1) 三輪乗用車。

50% → 5%

(4・2) 排気量250立方cm以下の自動二輪車エンジンを使用し生産された乗用車。

50% → 5%

05・90、積載量込みの車体重量が4000kg以下に設計されたピックアップトラック

(1) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく運転手座席の後部に荷物スペースがない（ノー・キャブ）車種。

(1・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 3%

(1・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 5%

(2) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく運転手座席の後部に荷物スペースがある（スペース・キャブ）車種。

(2・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。

50% → 5%

(2・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。

50% → 7%

(3) (1) 及び (2) ではないその他車種。

(3・1) 排気量3250立方cm以下。

50% → 18%

(3・2) 排気量3250立方cm超。

50% → 50%

(おわり)